

社債型種類株式に関するQ&A

2024年5月14日



社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
1. 社債型種類株式の定款変更を行う目的は何か	<ul style="list-style-type: none">当社は2023年度からスタートした「中期経営計画2027」の達成へ向けて、財務健全性と流動性を維持しつつ、最適かつ機動的な財務戦略・資本政策を遂行していくための当社の資金調達手段を幅広く確保すべく、その選択肢の一つとして社債型種類株式も加えるため、今回定款を変更し社債型種類株式に係る諸規定の追加を行うものです。
2. 買収防衛策として活用されないか	<ul style="list-style-type: none">社債型種類株式であって、保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。社債型種類株式を無償割当てなどで普通株主に割り当てることも想定していません。
3. 複数回号を設定しているが、具体的な発行はどのように考えているか	<ul style="list-style-type: none">将来、資本拡充の需要が生じた際に機動的な発行を実現することを目的に、授權枠を確保しています。この他、当社が社債型種類株式やハイブリッド社債を現金対価で取得（コール）する場合には、原則として、信用格付業者から少なくとも当該商品と同等の資本性が認定される商品により借換えを行うことを想定しているため、当該取得に伴い社債型種類株式の発行を行うことも想定されます。
4. 社債型種類株式の特徴は何か	<ul style="list-style-type: none">会社法上の株式ですが、普通株主の皆様への配慮として、「社債」に類似した側面を有した商品性を想定しています。具体的には議決権や普通株式への転換権がなく、当初設定された優先配当金以上の配当が行われない非参加型です。
5. 普通株主にデメリットが生じることはないか	<ul style="list-style-type: none">議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。当初設定された優先配当金以上の配当が行われない非参加型であり、優先配当金以外の配当を受ける権利は普通株主のみが有します。普通株式による増資に比べて普通株式に係るROEやEPS等への影響を抑制^(*)しつつ、健全な財務基盤を確保できると考えています。

*1：普通株式に係るROEやEPS等を計算する場合において、基礎となる純資産額や純利益額より種類株式に係る部分（種類株式払込金額及び優先配当金）を控除して計算することを想定した場合となります。

社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
6. 社債型種類株式の他社発行事例は	<ul style="list-style-type: none">資金調達手段として従来からの普通株式や社債に加え、社債型種類株式が活用されており、上場優先株式などの例もございます。上場社債型種類株式としては2023年のソフトバンク株式会社によるものが初めてであり、その他複数社が同様の株式発行の準備をしていると認識しています。一方で、当社はリース業界では初の事例であると考えております。
7. ハイブリッド社債に類似した商品性とは	<ul style="list-style-type: none">格付会社（R&I・JCR・S&P）より、資本性の認定^(*)を受けることができる商品設計とすることを検討しています。当初概ね5年間は固定配当であり、原則として発行から5年経過後以降、当社が発行価格相当額に経過配当金等の調整を加えた金額の現金で取得（コール）できます。
8. 他社発行事例と異なり、本件ではスプレッドの1%上昇のタイミングが5年後ではなく25年後なのはなぜか	<ul style="list-style-type: none">既存のハイブリッド社債と同様に、格付を取得している全ての格付機関（R&I・JCR・S&P）から、資本性の認定^(*)を受ける商品設計とするため、25年後としております。
9. ハイブリッド社債との違いは	<ul style="list-style-type: none">社債型種類株式は会計上の資本を拡充できる点が一般的なハイブリッド社債と大きく異なります。加えて、社債型種類株式は東証上場を通じて幅広い投資家に検討いただける商品（NISA対象）です。
10. 財務戦略上ハイブリッド資本に期待する役割、資本構成上の位置付けは	<ul style="list-style-type: none">持続的な成長を目指す中での投資拡大の可能性も視野に入れ、普通株式の議決権の希薄化を生じさせることなく、資本バッファとして財務健全性に寄与する点を期待しています。当社としても多様な調達手法の確保に繋がるため、今後、事業・財務戦略において最適な資金調達手法の選択肢を追求するために有益な手法であると考えています。
11. どのような発行形態を想定しているのか	<ul style="list-style-type: none">現時点で発行は未定ですが、発行する場合には、国内における一般公募を通じ、個人投資家も含めた幅広い投資家にご購入いただくことを想定しています。当社の普通株式の株主の皆様にもご購入いただけることを想定しています。
12. 第1回社債型種類株式の発行時期と発行金額の予定は	<ul style="list-style-type: none">現時点では発行時期について決定しているものではありません。今般の社債型種類株式に係る定款変更が株主総会において承認された際には、財務戦略・資本政策に基づき市場環境を鑑みて発行時期及び金額を検討することを想定しています。なお、2024年5月14日提出の第1回社債型種類株式に係る発行登録において、発行額は最大1,000億円と設定しています。

*2： 格付上の資本性の認定金額は、R&Iは資金調達額の50%、JCRは発行後概ね5年間は資金調達額の50%・それ以降は資金調達額の25%、S&Pは発行後概ね5年間は資金調達額の100%・それ以降は0%を想定

社債型種類株式に関するQ&A

質問	回答
13. 第1回社債型種類株式の資金使途は	<ul style="list-style-type: none">リース物件を含む設備資金、割賦販売物件等の購入資金、貸付資金、有価証券の取得資金、投資資金、運転資金、借入金の返済資金、短期社債の償還資金、コマーシャル・ペーパーの償還資金又は社債の償還資金等の一般事業資金への充当を想定しております。機動的な財務戦略・資本政策を遂行していくための選択肢の一つとして、今後資金需要が具体化した際に検討することを想定しております。
14. 配当レンジ2%~4%の考え方は	<ul style="list-style-type: none">現時点での市場環境等を前提として、資本と負債の中間の位置付けの商品性を踏まえつつ、当社のハイブリッド社債や商品性の類似するハイブリッド社債の市場価格等を総合的に勘案し、設定しています。ただし、配当率は日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により決定されるため、実際には、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの期間における配当率は当該レンジの範囲内とならない可能性があります。
15. 東証への上場を検討する理由は	<ul style="list-style-type: none">幅広い投資家に投資いただくためには、東証上場によって認知度を高めるとともに、売買の機会を提供することが重要と考えているためです。
16. 5年後に、社債型種類株式を現金対価で取得（コール）する予定なのか	<ul style="list-style-type: none">当社が社債型種類株式を現金対価で取得（コール）するかは、その時点の事業・財務戦略や市場環境等を総合的に勘案して判断します。ハイブリッド・ファイナンスの市場慣行として、多くの投資家が発行日の5年後以降、コールが可能となるタイミング（=格付会社の資本性が低下するタイミング）でのコールを期待していることは十分認識しております。なお、2024年4月には第1回ハイブリッド社債の初回コール日での期限前償還を実施しました。
17. 第1回社債型種類株式を発行した場合、普通株式の配当方針に影響を与えるか	<ul style="list-style-type: none">当社が長期的かつ安定的に株主還元を行う基本方針に変わりありません。今期の配当予想にも変更はありません。
18. 第1回社債型種類株式を発行した場合、株主優待の対象となるか	<ul style="list-style-type: none">対象にはなりません。
19. ハイブリッド社債も格付評価上の資本性の認定があるが、なぜ定款変更をするのか	<ul style="list-style-type: none">ハイブリッド社債は会計上の負債であり、今回の定款変更は会計上も自己資本の拡充を実現する調達手法の選択肢を増やすものです。社債型種類株式の発行はまだ決まっておらず、今後、他の資金調達手法とも慎重に比較検討し、決定します。

免責事項

この資料は当社の社債型種類株式に関して一般に公表するための参考資料であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）及びそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、この資料は米国における証券の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行う又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人より入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。